

第5期 おおむら 男女共同 参画プラン

ダイジェスト版

令和4年3月
長崎県大村市

■ 第5期おおむら男女共同参画プランの基本理念

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

第5期プランでは、「誰もが互いに認め合い いきいきと活躍できるまちをめざして」を基本理念として、本市における男女共同参画社会の実現を目指して取組を進めていきます。

誰もが互いに認め合い いきいきと活躍できるまちをめざして

■ プランの基本目標

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

■ プランの位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけられるものであり、本市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(女性活躍推進計画)」として位置づけるものです。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけるものです。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次長崎県男女共同参画基本計画」との整合性を図りながら策定・推進するものです。
- 「第5次大村市総合計画」(平成28年度～令和7年度)の個別計画と位置づけ、整合性を図りながら、他の部門別計画とも関連性を持ちながら策定するものです。

■ プランの期間

本プランの期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、大きな社会情勢の変化や諸制度の変更があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

■ 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
------	------	-------

誰もが互いに認め合いいきいきと活躍できるまちをめざして

基本目標 I
あらゆる分野における
女性の参画拡大

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 2 女性の能力開発(エンパワーメント)と経済的自立の推進
- 3 家庭や地域社会における男女共同参画の推進

基本目標 II
誰もが能力を発揮し、
多様な働き方ができる
環境づくり

- 1 雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進
- 2 男女共同参画の視点に立った支援の充実
- 3 制度・慣行の見直しと意識改革に向けた普及啓発の推進
- 4 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

基本目標 III
安全・安心な
暮らしの実現

- 1 互いの人権を尊重する社会の推進
- 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援
- 3 生涯を通じた健康づくりの推進
- 4 誰もが安心して暮らせる生活基盤の整備
- 5 防災における男女共同参画の推進

基本目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大

政策や方針決定過程における女性の更なる参画拡大に向けて、女性登用促進、人材育成、就業支援など、あらゆる分野において女性が参画していくための施策を推進します。また、地域や職場、家庭における男女共同参画の更なる推進に向けて、意識の啓発や学習機会の提供に努めます。

施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

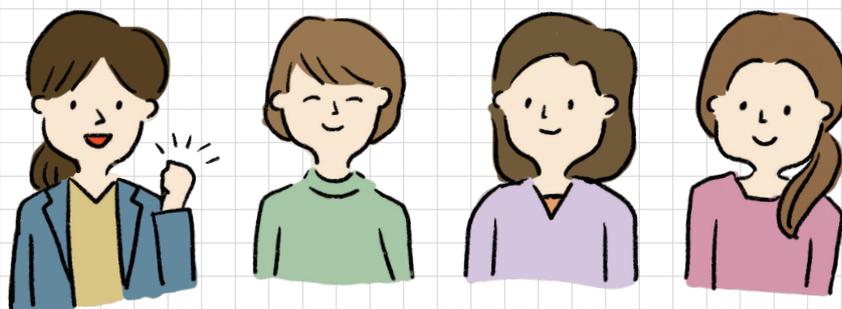
具体的な施策	取組
(1) 審議会等への女性の参画促進	① 審議会等委員への女性の積極的な登用 ② 女性の積極的な参画に向けた啓発
(2) 役職等への女性の登用推進	① 各種機関・各種団体等への女性の登用推進 ② 市における管理職等への女性の登用推進
(3) 市政への女性の参画促進	① 地区別ミーティングへの女性の参加推進 ② 一日婦人議会の開催

施策の方向2 女性の能力開発(エンパワーメント)と経済的自立の推進

具体的な施策	取組
(1) 女性の能力開発(エンパワーメント)と経済的自立の推進	① 女性の人材育成の推進 ② 女性の再就職や起業、経営への支援 ③ 女性農業者の経済的地位の向上

施策の方向3 家庭や地域社会における男女共同参画の推進

具体的な施策	取組
(1) 家庭や地域社会における男女共同参画の推進	① 啓発と学習機会の充実 ② 家事・育児等への男性の参画推進 ③ ボランティア活動の推進



基本目標II 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消に努めます。また、制度・慣行の見直しと意識改革、就業環境の整備、両立支援の充実など、多様な働き方を実現するための環境づくりに取り組めます。

施策の方向1 雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進

具体的な施策	取組
(1) 雇用環境の整備に向けた取組の推進	①男女雇用機会均等法等の普及啓発 ②ハラスメント防止対策の推進 ③育児休業・介護休業制度の普及促進
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進	①意識啓発の推進 ②働き方の見直しの推進

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った支援の充実

具体的な施策	取組
(1) 子育て支援の充実	①仕事と子育ての両立のための教育・保育サービスの充実 ②地域における子育て支援の充実 ③放課後児童の居場所づくり
(2) 介護サービスの充実	①介護サービスの充実

施策の方向3 制度・慣行の見直しと意識改革に向けた普及啓発の推進

具体的な施策	取組
(1) 男女共同参画への理解の促進	①男女共同参画講演会等の実施 ②男女共同参画に関する情報提供 ③市民に対する調査の実施
(2) 男女共同参画に関する周知・啓発	①男女共同参画に関する周知・啓発 ②若年層への理解促進

施策の方向4 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

具体的な施策	取組
(1) 学校等における男女平等教育の推進	①男女平等を推進する教育 ②教職員等の研修 ③家庭科教育の充実 ④性別にとらわれない多様な進路指導 ⑤パンフレットや副読本の作成・配布
(2) 多様な学習機会の充実	①男女共同参画を推進する講座の開催 ②男性向け講座の開催

基本目標III 安全・安心な暮らしの実現

男女の人権が尊重され、安心して暮らせる社会の実現のために、女性に対する暴力の根絶、生涯を通じた健康支援、性的マイノリティへの理解促進など、安心・安全な暮らしを実現するための基盤の整備に取り組みます。また、ひとり親世帯、高齢者や障がいのある人など生活上の困難を抱える人への支援を含め、誰もが安心して暮らせるための環境整備を推進します。さらに、防災において男女共同参画の視点を十分に反映し、緊急時における安全・安心の確保に努めます。

施策の方向1 互いの人権を尊重する社会の推進

具体的な施策	取組
(1)人権が尊重される社会づくり	①人権教育講演会の実施 ②保育士、幼稚園・小中学校教諭を対象とした研修会の実施 ③人権相談の充実
(2)性的マイノリティ(LGBTQ+)への理解促進	①市民に向けた理解促進 ②パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入 ③教育の場における理解促進 ④庁内における理解促進

施策の方向2 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援

具体的な施策	取組
(1)DV等の防止	①DV等防止の意識啓発の推進 ②デートDV予防講座の実施
(2)相談支援体制の充実	①DV等被害者の支援措置申出による支援 ②DV等被害者に対する住居確保の支援 ③関係機関との連携強化

施策の方向3 生涯を通じた健康づくりの推進

具体的な施策	取組
(1)生涯を通じた健康支援	①健康保持のための相談・指導の充実 ②心身の健康を保持するための各種健康診査の実施 ③健康講座の実施 ④健康づくり推進員の養成、活動支援 ⑤食育活動の推進
(2)妊娠・出産等に関する健康支援	①妊産婦・新生児に対する訪問指導 ②乳幼児・妊婦の健康診査の推進 ③思春期対策の推進

施策の方向4 誰もが安心して暮らせる生活基盤の整備

具体的な施策	取組
(1)ひとり親家庭の生活安定と自立支援	①ひとり親家庭への経済的支援 ②母子・父子家庭の自立支援
(2)貧困や高齢や障がい等により困難を抱える人への支援	①高齢者への支援 ②障がいのある人への支援 ③貧困による生活上の困難を抱える人への支援

施策の方向5 防災における男女共同参画の推進

具体的な施策	取組
(1)防災における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点に立った防災への取組 ②防災対策における女性の参画拡大の推進 ③男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営 ④自主防災組織の促進

■ プランの推進

1 連携と協働による推進

国・県・他市町村など関係機関と連携して、積極的な男女共同参画の情報収集に努め、各施策を総合的に推進していきます。また、市民・事業者・各種団体において男女共同参画に関する取組が進むよう、情報提供・研修機会の提供等を行い、男女共同参画の推進に協働で取り組みます。

2 庁内における推進体制の充実

①大村市男女共同参画懇話会

「大村市男女共同参画懇話会」において、プランの着実な推進を図るための施策について広く意見を聴取し、男女共同参画に関する総合的な施策の推進を図っていきます。

②男女共同参画庁内推進会議・男女共同参画庁内推進会議幹事会

市の関係部長等で構成される「大村市男女共同参画庁内推進会議」において、男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策の検討及び推進を行うとともに、関係部局及び関係行政機関との連携を充実させます。また、会議に課長級職員で構成される幹事会をおき、男女共同参画社会の形成に関する施策の検討及び推進を行うとともに、関係課との連携を充実させます。

④各課庁内推進員

積極的な施策事業の展開を図るため、庁内の各部署に推進員を置き、全庁的な推進体制の強化を図ります。

⑤おおむら男女共同参画推進事業実行委員会

大村市男女共同参画推進センター利用団体や一般市民で構成する「おおむら男女共同参画推進事業実行委員会」を主体として、男女共同参画に関する講演会等の啓発事業に取り組みます。

⑥大村市男女共同参画推進センター(ハートパル)

男女共同参画社会を目指して、意識啓発や人材育成、学習機会の提供、相談事業、情報提供事業等の諸事業を実施します。

3 プランの進行管理

毎年度、具体的な施策の実施状況を取りまとめて、その進捗状況を把握し、計画期間内における目標達成に向けた事業展開を図り、着実な進行管理を行います。各事業等の実施状況について「進捗状況報告書」を作成し、ホームページ等を通じて公表します。

■ プランの推進を図るための指標

	指標	基準値 R2年度	目標値 R8年度	主管課
基本目標Ⅰ あらゆる分野における 女性の参画拡大	審議会等委員への女性の参画割合	26.0%	40.0%	審議会等所管課
	地区別ミーティングの参加者のうち女性の参加率	22.7% (R1年度実績)	30.0%	地域げんき課
	経営や創業等に関する市の相談窓口及び講座などを利用した女性の人数(累計)	258人	522人	商工振興課
	家族経営協定の締結組数	163組	169組	農業委員会
	市の管理職(課長級以上)に占める女性職員の割合	14.4%	20.0%	人事課
	ボランティアセンターへ登録している人数	4,224人 (R1年度実績)	4,280人	男女いきいき推進課
基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、 多様な働き方ができる 環境づくり	教育・保育施設における4月時点の待機児童数	0人	0人	こども政策課
	地域子育て支援センターの延べ利用者数	99,686人 (R1年度実績)	125,000人	こども政策課
	放課後児童クラブにおける4月時点の待機児童数	0人	0人	こども政策課
	「男女が平等な社会」と感じる人の割合	34.1%	60.0%	男女いきいき推進課
	「男女共同参画社会」について理解している人の割合	52.8%	60.0%	男女いきいき推進課
	市の男性職員の育児休業取得率	0%	30.0%	人事課
基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	人権教育啓発のための講演会及び研修会の参加者数	334人 (R1年度実績)	500人	学校教育課
	性的マイノリティ(LGBTQ+)を理解している人の割合	61.9%	80.0%	男女いきいき推進課
	デートDV予防講座参加者数	1,230人 (R1年度実績)	2,000人	男女いきいき推進課
	配偶者等からの暴力の相談窓口を知っている人の割合	51.4% (R1年度実績)	60.0%	男女いきいき推進課
	乳がん検診受診率	20.0%	50.0%	国保けんこう課
	子宮がん検診受診率	38.6%	50.0%	国保けんこう課
	高等職業訓練促進給付費制度利用による就職率	100.0%	100.0%	こども家庭課
	防災会議における女性委員の登用率	17.1%	40.0%	安全対策課

※新型コロナウイルス感染症の影響により、R2年度が異常値又は実績なしの場合は、R1年度実績を基準値としています。

第5期おおむら男女共同参画プラン(ダイジェスト版)

2022年(令和4年)3月

編集・発行/大村市総務部男女いきいき推進課

(大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」)

TEL/0957-54-8715 URL:<http://www.city.omura.nagasaki.jp/>